

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 8 号に規定する固定式刺し網漁業（磯建網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 5 年（2023 年）1 月 27 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網 漁業	磯建網 漁業	別記のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：定めなし 推進機関の馬力数：定めなし	5 隻	1 天草市五和町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 5 年（2023 年）1 月 30 日から令和 5 年（2023 年）2 月 28 日まで

3 備考

(1) この公示に係る許可の有効期間は、令和 5 年（2023 年）4 月 7 日から令和 8 年（2026 年）4 月 6 日 までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用する網具の全長は、600 メートルを超えてはならない。

ウ 網丈は、1.5 メートルを超えてはならない。

(3) この公示に係る共同漁業権は平成 25 年（2013 年）9 月 1 日に免許されたものとする。

別記

操業区域

次のア、イ、ウ、基点1を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域（天共第5号共同漁業権漁場内 佐伊津地先）及び基点1、ウ、エ、オ、基点4を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域（天共第6号共同漁業権漁場内 御領地先）。

基点1 熊本県漁場基点天第118号（天草市佐伊津町（以下、「佐伊津町」という。）と天草市五和町（以下、「五和町」という。）御領との旧海岸線における境界）

基点2 熊本県漁場基点天第111号（天草市志柿町と天草市有明町大島子との境界）

基点3 熊本県漁場基点天第121号（五和町長崎鼻東端）

基点4 熊本県漁場基点天第124号（五和町鬼池港防波堤灯台跡）

ア 天草市本渡町広瀬と佐伊津町との海岸線における境界

イ 基点2から五和町亀島北東端を見通した線上、基点2から3,300メートルのところ

ウ 基点1と上天草市松島町高杓島山頂を見通した線から、基点1を基点として右へ358度55分、2,700メートルのところ

エ 基点3と上天草市大矢野町湯島（以下、「湯島」という。）山頂を見通した線から、基点3を基点として右へ15度、1,800メートルのところ

オ 基点4と湯島山頂を見通した線から、基点4を基点として右へ6度10分、1,800メートルのところ